**一宮町中型バス利用要領**

第１　趣旨

　　この要領は、一宮町中型バス利用規程（以下「規程」という。）に基づき、中型バス（以下「バス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　駐車場の確保義務

　　規程第５条に定める利用者（以下「利用者」という。）は、視察先等において、バスが駐車する場所を確保するものとする。

第３　引率責任者の業務

　　引率責任者は、乗車員を安全に引率する他、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

　　（１）乗車員のシートベルト着用を徹底すること。

　　（２）車内や視察先等において病人や負傷者が出た場合に適切な処置を行うこと。

　　（３）車内の清掃を行うこと。

第４　利用の制限

　　６歳未満の者は、安全面を考慮し、バスに乗車できないものとする。

第５　乗車員の遵守事項

　　乗車員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　　（１）バスが運行しているときは、運転手及び引率責任者の指示に従って行動すること。

　　（２）車内を清掃し、ごみを持ち帰ること。

　　（３）車内で飲食及び喫煙しないこと。

　　（４）車内に危険物を持ち込まないこと。

　附則

　この要領は、平成２５年４月1日から施行する。